

茨市推第 577 号
令和3年6月19日

各地域自治組織 代表者 様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 高崎 亮

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
に向けた対応等について（お知らせ）

日ごろから、地域コミュニティの醸成に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和3年6月17日（木）に「新型コロナウイルス対策本部」の会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたほか、令和3年6月20日（日）をもって、特措法に基づく「緊急事態措置区域」から「大阪府」を除外することを決定し、「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」に追加するとともに、その期間を、令和3年6月21日（月）から令和3年7月11日（日）までとすることが公示されました。

また、大阪府では、令和3年6月18日（金）に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、令和3年6月21日（月）から令和3年7月11日（日）まで、まん延防止等重点措置に基づき、府民に対して、引き続き、「不要不急の外出の自粛」及び「不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控える」をはじめ、「感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること」が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、同日に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、別紙（参考資料を除く）のとおり決定しましたので、お知らせします。

主な決定内容といたしましては、6月21日（月）～7月11日（日）まで、市主催の市民が参加するイベントや集会について、収容率や開催時間に制限を設けるほか、公共施設等については、原則、利用時間を午後8時までとしておりますので、ご理解とご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、地域の皆さまにおかれましても、自己への感染を回避していただくとともに、他人に感染させないよう徹底していただきますようお願いいたします。

なお、可能な範囲で、地域自治組織の構成団体の皆さまにお知らせいただきますようお願いいたします。